

## 公益社団法人新潟県看護協会弔慰金贈与内規

1. 本会の会員が災害を受けたとき及び疾病並びに死亡に際して見舞金を贈与するものとし、その取扱いはこの内規による。
2. 罹災見舞金は、会員が主とする居住地で火災、風水害震災等によって損害を受けたとき、次によって贈与する。  
ただし、水害は床上浸水以上の場合とする。
  - (1) 火災
    - ア 全焼・半焼 40,000円
    - イ 消防による冠水 20,000円
  - (2) 風水害
    - ア 家屋倒壊 40,000円
    - イ 同 半壊 30,000円
    - ウ 床上浸水 30,000円
  - (3) 震災
    - ア 家屋倒壊 30,000円
    - イ 同 半壊 20,000円
    - ウ 床上浸水 20,000円
3. 疾病見舞金は、疾病のため入院期間が3ヶ月を越えた場合、5,000円を贈る。  
長期にわたる場合は、3ヶ月毎に同額を贈る。
  - 2 疾病見舞金を申請する場合は、入院療養及びその期間を証明する書面を添付するものとする。  
(証明は、必ずしも医師による診断書である必要はない。)
4. 会員が死亡した場合は、30,000円を贈る。更に5,000円の供花代を添えることができる。
5. この内規の適用は、当該する事項が発生した後、1年以内に申請があったものとし、1年を経過した後は適用しない。
6. 該当する事項が発生した場合は、本人又は相続人からの申請にもとづき、支部長、施設の会員代表者等が別に定める見舞金申請報告書をもって申請する。
7. 見舞金は見舞金申請報告者を經由して贈与する。  
但し申請者から申し出がある場合は直接贈与することができる。
8. 災害が広範囲もしくは集団的に生じた場合は、その都度理事会で決定する。
9. この内規により難い事情があるときは、会長は理事会の承認を得て、別途の取扱いをすることができる。
10. この内規の改廃は、理事会の議を経て決定する。

### 付 則

制定	昭和54年7月30日
改正	昭和61年4月 1日
改正	平成2年12月 1日
改正	平成5年12月18日
改正	平成7年 6月24日
改正	平成19年7月23日

改正 平成20年8月 1日  
改正 平成22年2月22日  
改正 平成24年7月21日  
改正 平成25年3月16日

平成 年 月 日

公益社団法人新潟県看護協会長 様

申請者住所（自宅）〒 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_  
TEL ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

見舞金の申請について

公益社団法人新潟県看護協会弔慰金贈与内規にもとづき、下記のとおり見舞金の支給を申請します。

記

支 部 名	支 部	所属施設名	
会 員 氏 名		日本看護協会会員No.	
1 疾 病 (3ヶ月以上の療養)	① 病 名		
	② 疾病期間 平成 年 月 日 ~平成 年 月 日		
2 災 害	① 災害発生年月日 平成 年 月 日		
	② 場 所		
	③ 災害程度		
3 死 亡	① 病 名		
	② 死亡年月日 平成 年 月 日		

※申請に際しては、振込金融機関口座通知書のほか、以下の添付書類が必要です。

- 1 疾病 入院療養及びその期間を証する書面（医師の診断書以外でもよい）
- 2 災害 災害程度が全壊または半壊の場合は罹災証明書（市町村役場又は消防署が発行するもの。コピーで可）
- 3 死亡 死亡を証する書面

※ 申請者氏名が会員氏名と同一の場合は、記欄の会員氏名は記載を省略して差し支えありません。また、個人会員は、所属施設名を記載する必要はありません。



## 被害状況調査表

平成 年 月 日

公益社団法人 新潟県看護協会長 様

施設名 \_\_\_\_\_

申請者 \_\_\_\_\_ 印

罹災者氏名		
現住所		
勤務先		
罹災年月日	平成 年 月 日	
被害程度	家屋	全焼 全壊 半焼 半壊 傾斜
	床上浸水	_____ c m
	その他	
備考		